

第1回福島県における復興祈念公園のあり方
(基本構想への県提言) 検討有識者会議

議事録

日時：平成27年10月9日(金) 13:00～15:00

会場：ホテルサンルートプラザ福島2階 芙蓉

(午後 1時00分 開会)

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第一回福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）検討有識者会議を開催いたします。

本日の会議の開催にあたりまして、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県まちづくり推進課の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、お願いですが、本会議は、原則、報道関係者、一般の方々も含め、公開で行いますが、カメラ撮影は議事に入る直前までとさせていただきます。また、会議にあたりましては、携帯電話をマナーモードへの切替えや静かな傍聴により、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

それでは、委員の皆様配布しております資料のご確認をお願いいたします。

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・有識者会議設置要綱
- ・議事の公開

- ①資料1 東日本大震災における福島県の被災状況
- ②資料2 福島県の復興計画等
- ③資料3 国における復興祈念公園検討の経緯
- ④資料4 復興祈念公園候補地選定の経緯
- ⑤資料5 候補地周辺の現状
- ⑥資料6 双葉町・浪江町の復興計画
- ⑦資料7 本会議の論点及び今後の予定

不足などありましたら事務局へお知らせください。よろしいでしょうか。

また、本会議の議事録を作成する関係上、会議内容を録音しておりますので、委員の皆様におかれましては、御発言の際には、ワイヤレスマイクをご利用ください。

次に、委員の皆様におかれましては、本日、委嘱状を用意させていただきました。

委員を お願いするにあたりましては、専門分野に加え、復興に関して、県行政、双葉・浪江両町との関わりなどから選定させていただき、別紙名簿のとおり、学識七名、行政関係三名の合計十名とさせていただきます。

本来、お一人ずつ手渡しで交付させていただくところですが、時間の都合上、事前に委嘱状をお手元に交付させて頂いたことについて、ご容赦願います。

【事務局】

それでは、会議開催にあたりまして、福島県土木部長の大河原より挨拶を申し上げます。

【福島県土木部長】

福島県土木部長の大河原でございます。第一回福島県における復興記念公園のあり方、検討有識者会議の開催にあたりまして、主催者を代表いたしまして挨拶をいたします。皆様には、日ごろから本県の土木行政及び震災からの復旧・復興に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、委員の皆様を初め、復興庁並びに国土交通省の方々には、御多様中にも関わらず、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

復興記念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信などを目的に、国の追悼・記念施設と一体的に県が整備するものであります。

県では、候補地の選定に当たり、昨年十月に県庁内にプロジェクトチームを設置し、調査・検討を進め、今年四月には新生ふくしま復興推進本部会議において、「双葉・浪江両町にまたがるエリア（中野・両竹地区）」に決定したところであります。

今後は、委員の皆様方から御意見を頂き、来年の三月までに復興記念公園の基本理念や基本方針などを「福島県における復興記念公園のあり方」として、取りまとめることとしております。

さらに、本会議で取りまとめた復興記念公園のあり方につきましては、国が策定することとなっている基本構想や基本計画へ反映されるよう提言して参りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、本県の復興記念公園のあり方について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を頂きますようお願い申し上げます。本日はどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】

では、続きまして有識者会議の委員の皆様を出席者名簿順にご紹介します。

まず、帝京大学経済学部教授の山川充夫会長でございます。

【山川会長】

山川でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【事務局】

続きまして、日本大学工学部専任講師の市岡綾子委員でございます。

いわき明星大学人文学部教授の鎌田真理子委員でございます。

【市岡委員】

市岡でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【事務局】

高崎経済大学地域政策学部教授の櫻井常矢委員におかれましては、本日ご都合によりご欠席でございます。

日本大学工学部上席研究員の長林久夫委員でございます。

【長林委員】

長林でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【事務局】

東京大学大学院工学系研究科教授の横張真委員におかれましては、ご都合によりご欠席でございます。

東京都市大学環境学部教授の涌井史郎委員でございます。

【涌井委員】

涌井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

引き続きまして、行政委員をご紹介申し上げます。

双葉町長の伊澤史朗委員でございます。

【伊澤委員】

伊澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

浪江町長の馬場有委員でございます。

【馬場委員】

馬場でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

福島県土木部長の大河原聡委員でございます。

【大河原委員】

大河原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

引き続きまして、当会議のオブザーバーをご紹介申し上げます。

復興庁参事官、代理の高橋涼様です。

【復興庁】

高橋でございます。本日は代理で参りました。よろしく願いいたします。

【事務局】

復興庁福島復興局次長の阿部徹様です。

【復興庁福島復興局】

阿部でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】

国土交通省都市局公園緑地・景観課長の椰野良明様です

【国土交通省都市局】

椰野でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】

国土交通省東北地方整備局建政部長、代理の鈴木武彦様です。

【国土交通省東北地方整備局】

鈴木でございます。本日は代理で参りました。よろしく願いいたします。

【事務局】

皆様、どうぞよろしく願いいたします。

では、続きまして、次第の四番目、会議の設置についてです。

資料の福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）検討有識者会議設置要綱をご覧ください。

まず、第一条にこの要綱の趣旨を記載しております。この要綱は、有識者会議の設置について、必要な事項を定めるものであります。

第二条、会議の目的につきましては、福島県双葉郡双葉町・浪江町にまたがるエリアにおける復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）に関する事、その他必要な事項について、検討を行うこととしています。

第三条、会議の構成につきましては、次ページの別表に掲げる委員及び行政委員で構成することとし、先ほど紹介したとおりとしています。

第四条、会長につきましては、会議に会長を置き、「会長は会議を代表し、会務を総括する。」、「会長に事故があるとき、会長が欠けたときは、会長が指名する委員が、その職務を代理する。」こととしています。なお、会長は山川様にお願いしております。

第五条、運営及び会議につきましては、「会議は、会長の指示により事務局が招集する。」、「会議は委員の過半数の出席をもって成立する。」、「会長が必要と判断した場合、委員以外のものを会議に参加させることができる」こととしています。

第六条、設置期間につきましては、設置の目的を達した時に解散することとしています。

第七条、事務局につきましては、会議の事務局を福島県土木部まちづくり推進課に置くこととしています。

第八条、その他につきましては、会議の運営に必要な事項は、会議に諮り、定めることとしています。以上でございますが、ご意見やご質問はございますでしょうか。

（異議無し）

それでは、ご異議がないようですので、この内容で会議を設置させていただきます。

なお、本日は委員 10 名中 8 名出席いただいておりますので、設置要綱第五条に基づき、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、ここからは山川会長に議事の進行をお願いします。

【山川会長】

ただいま御紹介いただきました山川でございます。一言、会長として、ご挨拶申し上げたいと思います。

もうすでに 4 年半を過ぎています。その間、我々は一体、どういう状況になったのか、あるいは、何をしてきたのか、そうしたことが今問われていると思います。先ほど事務局からありました復興記念公園のあり方については、追悼・鎮魂、それから記憶・教訓の伝承、そして希望という強い意志による復興に向けた 3 つのことが今回の復興祈念公園についての基本的な考え方であるということが御紹介されました。我々はこの基本的な考え方の中身をこれからもう少しきちんとしていく必要があるかと思っております。今回の東日本大震災は、地震と津波と福島第一原子力発電所の原子力事故、

いわゆる複合災害と呼ばれています。私は 2 年程前にかつてのソ連のチェルノブイリの原発事故の跡、それから中国の四川省の大地震の跡、それからインドネシアのバンダアチエの津波の跡、つまり原子力事故の被災地と地震の被災地、大きな津波の被災地、この 3 つのところを視察する機会がありました。それぞれ被災地にはインフォメーションセンターや祈念公園や伝承館など、色々な形で施設が造られており、そこにはそれぞれの地域の特徴とか、あるいは国家の性格や被災原因などが勘案されながら、それぞれの文化が反映されて造られていることを見てまいりました。

今回私たちが福島県の祈念公園を議論するとき、一体何を軸にしながら考えていくのかということ、これから十分意見交換していきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、次第に基づきまして進めさせていただきたいと思います。次第四番目の「会議の設置について」までは事務局からの説明が終わりましたので、続きまして次第の五番目に入りたいと思います。「議事の公開について」ということでありますが、事務局より説明願います。

【事務局】

説明させていただきます。上から 4 枚目の資料「議事の公開について」をご覧ください。

本会議の公開は、先ほど説明したとおりです。

議事録については、福島県土木部まちづくり推進課のホームページ上において、本日の配布資料とあわせて公開を行うこととしたいと考えております。今の二点を原則としますが、公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると考えられるときは、その理由を明らかにした上で会議又は議事録の全部若しくは一部を非公開にすることができるものという規定を定めたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【山川会長】

それでは、ただいまの説明に対して、ご意見やご質問はございますでしょうか。

(異議無し)

それでは、事務局から説明のあった内容で進めることとしたいと思います。

【山川会長】

それでは、次第の六番目の議事に入ります。

(1) の①から⑦までありますが、初めに①から④を事務局から説明いただいた後、質疑を行い、さらに⑤から⑥について説明いただいた後に質疑を行いたいと思います。

最後に、⑦の「本会議の論点及び今後のスケジュール」については、事務局から説明を頂いた後、(2) の意見交換の時に、皆様からのご意見を頂きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局お願いします。

【事務局】

福島県まちづくり推進課長の諏江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私から資料を

もとに説明させていただきます。

まず、資料 1 をご用意ください。東日本大震災における被災状況について資料 1 で説明いたします。1 ページをご覧ください。被害の状況ですが、平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源としたマグニチュード 9.0 の地震により、県内の観測震度は震度 6 強が内陸部の白河市をはじめ、沿岸部の富岡町、大熊町などで、復興祈念公園予定地である浪江町、双葉町も震度 6 強でございました。震度 6 弱が福島市を始め記載の市町村となっております。津波の高さは相馬港で 9.3m 以上が確認されております。人的被害ですが、死者 3,790 人、行方不明者 3 人、建物被害が、住家の全壊が 15,113 棟、同じく半壊が 78,151 棟、一部損壊 141,303 棟などとなっております、甚大な被害でございました。

2 ページをご覧ください。人的被害の地区別の内訳を記載しております。左側の表の合計の欄、死亡が確認されている死者数 3,566 人と死亡届の出されている 224 人の合計が、先ほど説明した死者 3,790 人としておりまして、行方不明者の 3 人を合わせた 3,793 人のうち、ご覧の通り浜通りがそのほとんどを占めております。さらに、その浜通りの 3,682 人の市町村別内訳が右側の表でございまして、南相馬市が一番多く、29.4%を占めており、今回の復興祈念公園の予定地である浪江町が 14.6%、双葉町が 4.0%で、合わせますと、18.6%となります。

3 ページをご覧ください。上段が福島県の津波浸水区域図で、浸水範囲を赤で着色しております。左側が北ですが、福島県沿岸の北から南までほぼ全域で浸水しているのがわかります。下段が被災状況の写真で、左側が相馬市、右側がいわき市の津波襲来時の写真です。

4 ページをご覧ください。左上が津波を受けている時の福島第一原子力発電所で、その右が相馬港周辺、左下が、浪江町請戸周辺の翌日の浸水の状況、その右側が新地町で JR 常磐線の車両が、津波によりくの字になってしまったものでございます。

5 ページをご覧ください。ここからは、福島第一原子力発電所の事故による避難指示の状況を時系列で図に表しております。左の図が、事故の一日後の 3 月 12 日に、避難指示区域が第一原発の半径 20 km に拡大されたときの状況で、その後 15 日に半径 30 km に屋内退避指示が出され、次の 6 ページ左側ですが、4 月 22 日には、半径 20 km の外側に計画的避難区域と緊急時避難準備区域などが設定されるとともに、海域も含めた 20 km 圏内が、立入り制限や、罰則規定を伴う厳しい規制である退去命令が行われる警戒区域となりました。

7 ページをご覧ください。平成 24 年 4 月より順次、避難指示解除準備区域や居住制限区域、帰還困難区域などの区域見直しが行われ、その後、田村市、川内村の一部、檜葉町で避難指示が解除されました。7 ページ右側が現在の状況でございます。以上が資料 1 による被災状況の説明です。

続きまして、資料 2 をご用意願います。福島県の復興計画等についてということで、これまで福島県及び関係機関が東日本大震災に対し、取り組んできました復興計画等における復興祈念公園の位置付けについて説明いたします。資料 2 の 1 ページをご覧ください。策定してきました復興計画等を時系列で一覧にしております。まず、平成 23 年 8 月に福島県復興ビジョンを策定しました。これは、本県の復興にあたっての基本的な方向を示したもので、3 つの基本理念と 7 つの主要施策で構成され、復興を目指す期間を 10 年としました。

次に、平成 23 年 12 月には、福島県復興計画の第 1 次を策定し、復興ビジョンに基づき、計画期間を 10 年とした具体的な復興のための取組や事業を示しました。

1 年後の平成 24 年 12 月には、福島県復興計画の第 2 次として計画の見直しを行い、避難指示区

域の見直しへの対応、避難の長期化に伴う支援強化や新たな生活拠点の整備検討、帰還を加速させる取組などを追加しました。

現在、福島県では、第3次として計画のさらなる見直し作業を進めているところでございます。

続いて、平成26年6月に、福島・国際研究産業都市構想いわゆるイノベーション・コースト構想が策定されております。これは、経済産業省や、地元自治体、大学教授等からなる研究会が主体となり、短期・中期・長期にわけて、浜通り地域での発展の可能性を持つ新産業の一端を示したものとなっています。

2ページをご覧ください。ここで、福島県復興計画第2次の概要を少し説明いたします。復興ビジョンで掲げた3つの基本理念、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」、「誇りあるふるさと再生の実現」と、7つの主要施策について、施策を実現するための具体的な取組を定めました。右側の囲みの青着色が7つの主要施策で、それぞれに、具体的な取組を示しています。

復興祈念公園は、下から三つ目の、赤で囲った主要施策「災害に強く、未来をひらく社会づくり」のなかの④、将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくりの取組の中に位置付けられています。なお、主要施策としては、同じく赤で囲った「未来を担う子供、若者の育成や地域のきずなの再生・発展」にもつながるものと考えております。さらに、左側ですが、具体的な取組から復興のために重要な取組を抽出し、政策目的別に12の重点プロジェクトとしました。その中で、⑪の津波被災地等復興まちづくりについて、次のページで説明します。

3ページをご覧ください。「まちをつくり、人とつながること」を目的とする重点プロジェクト、津波被災地等復興まちづくりプロジェクトです。目指す姿をソフト・ハードが一体となり防災機能が強化されたまちが生まれている姿とし、プロジェクト内容1の「多重防御による総合的な防災力が向上したまちづくり」や2の「防災意識の高い人づくり・地域づくり」と合わせて、3の地域とともに取り組む土地利用の再編や復興のまちづくり計画策定及び実施を掲げており、この主要事業の一つにメモリアル公園整備事業が位置付けられています。

4ページをご覧ください、イノベーション・コースト構想の概要についてですが、構想の目的を「地域の歴史や文化も継承しながら、魅力あふれる地域再生を大胆に実現していくこと」としており、

次の5ページですが、構想の柱の一つの「3 国際産学連携拠点」のなかに、原子力災害の教訓・知見を継承、世界に発信するための情報発信拠点いわゆるアーカイブ拠点については、別途、こちらで位置付けられています。以上が、福島県における復興計画等の概要でございます。

続きまして、資料3をご用意願います。国における復興祈念公園検討の経緯について説明いたします。資料3の1ページをご覧ください。上の囲みですが、平成23年度に、国土交通省、復興庁及び被災3県を構成員とします、「東日本大震災復興祈念公園検討会議」を設置するとともに、下の囲みですが、あわせて、震災復興祈念公園の意義、担うべき役割、基本的な理念等に関する技術的な側面から検討するため、有識者を構成員とします、「震災復興祈念公園基本構想検討会」が設置されました。本日御出席の涌井先生や、欠席となっておりますが、本会議の委員となっておりました横張先生も、構成メンバーとなっております。それぞれの行政による検討会議と有識者の技術的な検討会を重ね、基本的な考え方を整理した「震災復興祈念公園のあり方」をまとめました。

2ページをご覧ください。そこで整理された「震災復興祈念公園のあり方」の内容をここに記載し

ております。まず、震災復興祈念公園の役割として、「追悼・鎮魂」と「震災の記録・教訓の伝承」は、あらゆる機会を通じ、あらゆる場面で、あらゆる主体により行われるものであること。その中で、震災復興祈念公園には、「追悼と鎮魂の場」、「記録・教訓の伝承の機能」、「地域の復興のビジョンや新たなコミュニティのあり方を示す場」の役割が求められる。としております。

次に、国と地方の役割分担として、震災復興祈念公園は、原則として地方公共団体において整備するものであること。国は震災復興交付金等により支援すること。他方、一つの地域を超え、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることから、全ての犠牲者への追悼と鎮魂。日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと。震災からの復興を成し遂げた地域のすがたを示すこと。が、国にも求められる。として、こうした役割と関連の深い震災復興祈念公園については、国と地域が連携して検討を進めることが必要であるとされました。

3 ページをご覧ください。国と地方が連携して検討する震災復興祈念公園のあり方として、まず、立地についてですが、地域の発意を踏まえつつ、被災の全容が象徴しているなど、国民全体で追悼と鎮魂に思いを寄せ、後世に伝承することがふさわしい場所に立地することが望ましい。としております。続いて、機能が 3 つあります。①失われた全ての命に対する追悼と鎮魂の場の設置。②復興への意志を国内外に宣言するとともに、復興後の我が国の姿を想起させるなど、復興を祈念する場の設置。③被災の実情とその教訓を広く国内外に伝え、後世に伝承する場の設置。となっております。以上が「震災復興祈念公園のあり方」の内容でございます。

次に、4 ページをご覧ください。被災 3 県における復興祈念公園の検討状況でございます。まず、岩手県の高田松原津波復興祈念公園ですが、平成 25 年 3 月に、復興祈念公園のあり方についての提言が出されております。その後、平成 26 年 6 月に基本構想が、平成 27 年 8 月に基本計画が策定され、現在、基本設計を行っているところです。次に、宮城県の石巻市南浜地区復興祈念公園ですが、平成 26 年 3 月に基本構想、平成 27 年 8 月に基本計画が策定され、現在、岩手県と同様に基本設計を行っているところです。そして、福島県においては、津波被災地の復旧・復興事業が進むとともに、原子力被災市町村の避難指示解除の動きも出てきたことから、平成 26 年度より公園候補地の検討を進め、平成 27 年 4 月に候補地を決定し、平成 27 年度は復興祈念公園のあり方をとりまとめる予定としています。

続きまして、資料 4 をご用意願います。福島県における復興祈念公園候補地選定の経緯について改めて説明いたします。1 ページをご覧ください。候補地決定までの経緯を示しております。平成 23 年 7 月の国による東日本大震災からの復興の基本方針、今ほど説明しました平成 24 年 3 月に国により整理されました「震災復興祈念公園のあり方」を受けて、福島県では、平成 26 年 10 月から、新生ふくしま復興推進本部の下、プロジェクトチームを設置し、候補地選定に向けた視点等を検討しました。この間、沿岸 7 市町から設置要望を受けておりまして、プロジェクトチームで現地調査及び各市町へのヒアリングを実施して参りました。

平成 27 年 4 月に検討結果を集約し、新生ふくしま復興推進本部会議において候補地を双葉町及び浪江町にまたがるエリアと決定いたしました。なお、候補地選定の視点としては、津波被害等が甚大であり、犠牲者が多く追悼の場として妥当性があること。沿岸部かつ被災が実感でき、震災の記憶と教訓を伝承する場としての妥当性があること。土地の形状や規模に復興祈念公園としての妥当性があること。津波被災地並びに避難指示区域の復興を牽引する施設として貢献度が高いこと。な

どを総合的に評価した結果でございます。2 ページをご覧ください。決定された候補地のエリアを図示しております。海岸沿いに整備が予定されています海岸防災林の背後の、双葉町と浪江町にまたがるエリアとしております。この、候補地周辺の状況につきましては、このあと、資料 5 で説明いたしますが、一旦ここで資料 1 から 4 までの説明を終了させていただきます。

【山川会長】

ありがとうございました。それでは、資料 1 から資料 4 までですが、何かご質問はございますでしょうか。なお、包括的なご意見は一番最後のところで頂きたいと思っておりますので、できれば、事実関係の確認というところに留めていただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【馬場行政委員】

資料 3 の 2 ページです。復興祈念公園に関する検討経緯ということが載っております、その中で、国と地方の役割分担というところで、すべての犠牲者への追悼と鎮魂の場とあと二つありますが、このような関係において、国と地域が連携して進めることが必要だということを検討経緯で書かれています。今日、国の方がおいでになっていきますので、その辺の考え方を改めてお聞きしたいと思います、よろしいでしょうか。

【榑野国土交通省都市局公園緑地・景観課長】

国土交通省の公園緑地・景観課長でございます。こちらの検討経緯に関して県の方からご説明いただきましたが、この検討は国土交通省内で行っており、復興庁とも協力してまとめたものでございます。その中で、国と地方の役割分担と只今ご指摘ありました 2 ページのところでございますが、まず、震災復興祈念公園については、当時、色々な自治体で検討されておりました。そういう中で、国と地方の役割分担の 3 つ目にありますが、広域な被害があるような未曾有の大災害であるということで、国にもやはり役割があるでしょうと公共団体だけでなく、国の役割として何かといったときにこの 3 つがあったわけでございます。すべての犠牲者への追悼と鎮魂以下、3 点国の役割もあると整理され、こういった役割と関連の深い震災復興祈念公園については、地方公共団体だけでなく、国と一緒に連携して検討を進めていこうということであったわけでございます。その成果として例えば、これも先ほどご紹介いただきましたが、岩手県、宮城県ですでに基本設計が始まっておりますが、そちらの方を国の直轄の祈念施設を造り、その周りを県の公園で整備するとかという形、またそれを計画するに当たりまして地元の市町村、また住民の皆さんの声も含めまして、検討していったものでございます。結果としてはそのような形になっており、これから福島県で進めるに当たっても同様の考え方で進めることになるのではないかと考えているところでございます。以上です。

【山川会長】

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。事実関係ということではありますが。また、後ほど質問していただいても構いません。それでは、次の資料 5 と 6 の方に移りたいと思っております。よろしくお願ひします。

【事務局】

それでは、資料 5 をご用意ください。候補地周辺の状況について説明いたします。1 ページをご覧ください。

ください。福島県の地方区分ですが、福島県は、太平洋側の「浜通り地方」、阿武隈高地と奥羽山脈に挟まれた中央の「中通り地方」、西側の「会津地方」に三分されており、公園候補地のある相双地域は、浜通り地方の北側に位置しております。相双地域の気候は、太平洋側気候に属し、日本海からの季節風も遮られ、また、沖合を流れる暖流の影響により、夏は涼しく、冬でも降雪が少なく、温暖な気候となっております。

2 ページをご覧ください。相双地域の交通網についてですが、国道 6 号、常磐自動車道、J R 常磐線が幹線として南北を縦断し、西方向には、主に中通りとの連絡線として、国道 114 号、115 号、288 号を始め、多くの県道が整備されております。また、物流拠点として相馬港の整備が進められています。ここで、常磐自動車道の開通状況ですが、平成 23 年度まで未供用であった常磐富岡インターチェンジ以北について、順次供用が図られ、平成 27 年 3 月には全線の供用がなされました。なお、復興インターチェンジとして、新たに大熊インターチェンジと双葉インターチェンジも計画されているところです。また、J R 常磐線も、段階的に開通しておりますが、点線で表示した区間が未だ不通となっております。

3 ページをご覧ください。相双地域の歴史でございます。ここからは、右側の図をご覧くださいながら、要約して説明させていただきます。まず、原始時代ですが、双葉町・浪江町の北に位置する南相馬市の小高区では、全国でも有数の貝塚が集中する区域として知られ、現在よりも海面が 2m から 3m 高かったと言われ、復興祈念公園の候補地周辺からも貝塚が見つかっており、その痕跡を伺うことができます。古代においては、公園候補地周辺でも、4 から 5 世紀につくられた古墳や 6 世紀にかけての横穴墳墓が数多く発見されております。

4 ページをご覧ください。中世から近世にかけてですが、江戸時代には、現在の相双地域に相当する地域が相馬中村藩として安堵され、領地守備のため館が数多く建てられその数は 47 におよんでいます。このうち、双葉町と浪江町は当時、標葉郷（しねはごう）と呼ばれ、17 の館が設けられました。次に、近代から現代ですが、旧幕時代、大熊町以北が中村藩、富岡町以南が幕僚に属していましたが、明治 4 年に磐前県の所管に入り、その後、福島県となり、幾度かの合併を経て現在の 6 町 2 村となりました。

5 ページをご覧ください。歴史・文化的特徴でございます。古代以降の海域の後退によって潟湖（せきこ）が形成され、次第に埋め立てられ、水田が作られました。飛鳥時代から奈良時代にかけて作られた条理水田の後が残っております。緑で囲ったあたりが潟湖（せきこ）であったと推測されます。また、塩田開発が江戸初期から始まり、相馬中村藩の重要な財源でありました。当時の塩田の跡が、請戸川河口左岸の棚塩の地名に残っております。

6 ページをご覧ください。候補地周辺の災害の歴史です。天明の飢饉や浪江の安政の大火などがございました。詳しい内容は割愛しますが、大火と裸祭りということで、文久年間に無病息災を祈願し、各戸を回って水をかけ、火災が起こらないことを念じたことが年中行事となり「浪江の裸祭り」が始まりました。

7 ページをご覧ください。相双地域の産業についてです。全般に第一次産業が主体として営まれ、双葉郡では、そのうち、米、畜産が 8 割を占めています。高原並びに山腹一帯は林業が栄え、酪農が活発化しています。一方、浪江町の請戸を中心とする近海漁業、浪江・大熊の果樹栽培など、各地に農業、漁業の基盤が築かれています。相双地域には、東京電力福島第一、第二原子力発電所を

始め、火力発電所が3カ所立地し、国内有数の電源地域となりました。

8ページをご覧ください。候補地周辺の津波被災状況です。浸水範囲を図示しておりますが、浸水面積は、浪江町約600ヘクタール、双葉町約300ヘクタール、死者数、行方不明者数が記載のとおりですが、避難者数が9月28日現在で浪江町21,074人、双葉町6,997人となっております。図中の赤い①から④は次のページの写真の場所を示しています。

9ページをご覧ください。ここからは、候補地周辺の現在の状況を写真と動画により説明します。写真①から③が、双葉駅周辺の状況です。左上の①は、現在も地震により倒壊したままとなっている状況。右上の②は、不通となっているJR常磐線。左下の③がJR双葉駅で、駅舎はしっかりしていますが、時計が地震発生の時刻を示したままとなっています。右下の④が浪江町中心部の状況です。

10ページをご覧ください。双葉町と浪江町の境界の尾根のところに諏訪神社がございます。写真は、入り口を写していますが、ここから登っていくと尾根の上の林の中に社がございます。東日本大震災発生時、津波からの避難場所として機能したと伺っております。

次の11ページが、避難場所となった諏訪神社の社の写真ですが、現在も地震により倒壊したままの状態となっています。

次に12ページですが、ここからは動画となりますが、撮影場所は12ページの右側に示しております。諏訪神社からの眺望です前方のスクリーンをご覧ください。これは、諏訪神社へ続く階段から撮影した映像です。諏訪神社の西側から南側にカメラを振って撮影しております。南側の森の奥に東京電力第一発電所の煙突(3本)が確認できます。神社東の海側については、現在、神社周辺の草木が生い茂っているため、残念ながら撮影できませんでしたが、神社周辺の草木を整理すれば、太平洋を眺望することも可能となります。

続きまして、13ページです。スクリーンをご覧ください。これは、前田川に架かる県道の橋の上から、前田川上流を撮影した映像です。まだ、本箇所付近は、除染実施前の状況であったため、草木が生い茂っておりますが、双葉町や浪江町については、本年度から環境省で除染実施予定と伺っております。

続いて、14ページ、スクリーンをご覧ください。これは、先ほどの画像と同様に県道の橋の上から撮影した映像で、海側一帯、前田川下流を撮影しております。津波で被災した町道の橋や枯れてしまった松の木などが確認できます。

次に、15ページ、スクリーンをご覧ください。これは、公園候補地の北側の県道上から撮影した映像です。始めに見えるのが、公園候補地の西側にある諏訪神社のある山です。そこから、南側へカメラを振っております。公園候補地周辺の田園風景が確認できます。後半は、同じ撮影ポイントから、北側から東側にカメラを振って撮影したもので、遠くにブルーの校舎の請戸小学校が確認できます。

続きまして、16ページをご覧ください。ここから候補地エリアの外の現況です。16ページは、被災した請戸小学校です。一階部分がほとんど津波により被害を受けており、浪江町では震災遺構として存置を検討していると伺っております。

次に17ページですが、請戸漁港周辺の現況です。スクリーンをご覧ください。始めに請戸漁港南側の防潮堤、そこから陸側にカメラを向けております。請戸漁港周辺家屋が、壊滅的に被害を受け、

一部基礎等が残されたままの状態が確認できます。以上が候補地周辺の現在の状況でございます。

続きまして、資料 6 をご用意ください。ここからは、双葉町、浪江町の復興計画の概要について説明いたします。1 ページをご覧ください。双葉町の復興計画の概要です。復興まちづくりの目標と基本方針を記載しております。この中で、赤文字で示しているのが、復興祈念公園に関わる部分で、右側の基本方針で説明しますと、「交流の促進」、「町の復興のシンボルづくり」、「双葉町の記憶の伝承」、「ふるさとへの思いや良さの継承」、「津波災害への備え」などがございます。

2 ページをご覧ください。双葉町では、復興のさきがけとしての両竹・浜野地区の再生として、土地利用計画を示しています。方向性及び考え方の中で、赤枠で囲っていますが、祈念・伝承の施設として、復興祈念公園が位置付けされております。

字が小さいので、次のページ 3 ページに拡大して示しております。一番上の囲みですが、復興祈念公園として、地震・津波災害と原発事故の教訓と復興の過程を広く後世に伝える。復興祈念公園には、記念碑と慰霊碑、被災地の在りし日の姿を記したモニュメントの設置。アーカイブセンターと連携することで、学びの場として、全国・世界からの来訪者の受け入れる施設。といった記載がされております。3 つめの囲みで、将来的には、双葉海浜公園を思い起こす町民の憩い、スポーツレクリエーションの場。最後の囲みで、かつての海辺の風景を再現し、双葉町の風景の一つを取り戻します。としています。

4 ページをご覧ください。両竹・浜野地区から復興をスタートするとして、段階的な整備イメージを図示しており、緑色のエリアが復興祈念公園の予定地とされております。

5 ページをご覧ください。最終段階としてのイメージ図です。避難指示解除後、新たな生活の場で安心して快適な生活を送れる環境を整え、双葉町の再興を実現するとしており、復興祈念公園の西側を町内復興拠点とするイメージです。

6 ページをご覧ください。ここからは、浪江町の復興計画の概要を説明します。浪江町では、第一次の復興計画で復興の 3 つの基本方針を示しており、この基本方針に基づき、復興まちづくりの目標を 4 つ掲げています。「みんなで必ず取り戻す。みんながつながるまち」などです。

7 ページをご覧ください。避難指示解除に向けたまちづくりの方針を示しております。吹き出しの部分ですが、つながりの場の創出として、交流施設等の設置や健康増進機能・文化の継承を通してつながりを維持することなどを記載しているほか、津波被災地の復興として、鎮魂の森などといった災害祈念公園やスポーツ・健康増進エリアなどの整備を掲げています。

8 ページをご覧ください。避難指示解除後のまちづくりの方針が記載されていますが、その中で、伝統文化の保護・継承や震災の記憶を次世代に伝えるための体制と施設整備。復興情報、復興状況の発信などを掲げています。

9 ページをご覧ください。帰還開始時におけるまちづくりのイメージです。災害祈念公園やスポーツ、健康増進エリアとして、水色のエリアが示されております。

10 ページをご覧ください。両町の現在の取り組み状況を記載しております。双葉町では、本年 7 月に双葉町復興庁議委員会を設置し、町民の絆の維持や発展に向けた取り組みや、双葉町復興まちづくり長期ビジョンに書かれた施策の、さらなる理念化に向けた検討等を始めました。

浪江町では、本年 10 月から地元の町民による中心に懇談会を行い、津波被災地の利活用について検討を進める予定となっております。

現在、双葉・浪江両町による復興祈念公園周辺等の復興まちづくりに係る打合せ等を、本年度より実施しております。以上が双葉町、浪江町の復興計画についてでございました。一旦ここで説明を終わります。

【山川会長】

それでは、前回と同じように、基本的には事実関係ということではありますが、少し踏み込んだ御質問あるいは御意見でも結構かと思えます。いかがでしょうか。

【長林委員】

一つ確認をお願いしたいのですが、資料の 4 の中に候補地の決定というエリアを見ると双葉・浪江両町にまたがる中野・両竹の地区とあって、ここなのかと思っておりましたら、資料の 5 の特に 12 ページから 16 ページで紹介いただいたのはもっと幅広いものでした。この候補地エリアというのは、どこを見たらよろしいのか、それともここで紹介いただいた全ての 15、16 の動画で見せていただいた場所として含めるのか、そこを確認お願いいたします。

【山川会長】

エリアにおける資料 4 と資料 5 との関係だと思えます。

【事務局】

エリアとしましては、資料 4 の 2 ページで示している双葉・浪江にまたがる中野・両竹地区ということで、概ねこのエリアと考えてございます。資料 5 は、候補地エリアとその周辺の状況がどうなっているかということで、現地を見られていない方もいらっしゃるかと思い、その辺の写真と動画を撮影した次第でございます。

【長林委員】

わかりました。そうするとエリアというのは、資料 4 の 2 ページの範囲を中心と考えるということでもよろしいですね。

【事務局】

区域的には全く決まっておりますが、このエリアを念頭に今後区域については決めていくということになります。

【山川会長】

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、戻っていただいて構いませんので。それでは、最後に、資料 7 の「本会議の論点及び今後のスケジュール」についてということになりますが、説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料 7 をご用意ください。1 ページをご覧ください。本日の論点でございます。二つほど書いてございますが、まず、東日本大震災からの復興、追悼、祈念のため福島県が整備を予定している復興祈念公園は、どのような意味を持ち、どのような役割を果たすのか。

2 点目でございますが、検討に当たっては、福島県における復興の考え方、候補地である双葉・浪

江両町の今後の復興まちづくりを踏まえつつも、どのような点に留意すべきか。この二つでございます。検討に当たっては、以上の点としたいと考えております。

2 ページをご覧ください。論点についてご意見をいただく前に、今後の会議のスケジュールについて説明いたします。本日第1回の会議が行われておりますが、有識者会議につきましては、年度内4回の会議を予定しております。それぞれ各回における検討のポイントを記載しておりますが、あくまで、現段階での予定を記載しております。この会議には、左側に記載しておりますが、今後、住民代表者の意見をはじめ、地域の方々の思いを丁寧にお聞きしながら、有識者会議に反映させられるよう、その方法を含め、検討してまいります。また、右側の欄に示しました両町の復興まちづくりの検討と連携・調整しながら、有識者会議での取りまとめを行い、パブリックコメントを経て、平成28年度以降の国で検討される基本構想・基本計画に反映していただけるよう県として提言する予定としておりますので、よろしく願いいたします。以上で資料7の説明を終わります。

【山川会長】

事務局からの説明は、以上でよろしいでしょうか？

【山川会長】

それではこれから、特に資料7のところ論点となっておりますが、今回の復興祈念公園について、これ以外の論点も当然あるわけでありまして。今日は、様々な観点から御意見を出していただくことが重要と思っています。第1ラウンドとしてそれぞれの委員の方々から順番に、市岡委員から。順番としては学識経験者、そしてその後は行政委員ということで、あいうえお順でまず忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。なお、その中に、今まで資料の説明についての質問の項目が入っても構いません。時間との関係もありますが、1回だけではなくて、その後での追加の発言の機会も作りたくと思っています。言い残すことがないというように、充分出していただければと思っています。ということで、市岡委員からお願いしたいと思っております。

【市岡委員】

まず、復興祈念公園がここに造られるということは分かりました。さきほど浪江町の計画の中には、請戸小学校を震災の遺構として残すというお話もあり、この復興祈念公園の敷地の中には入っていませんが、もう少し幅広く、このエリアだけではなくランドデザインも含めて検討していく方がいいと思っております。

また、説明の中にもありましたが、諏訪神社からは太平洋が眺めるということで、双葉町さんからは海が眺めるとか、海が見えた景色を残したいというご意見もありましたので、そのあたりも合わせて復興祈念公園のここの中だけの絵ということではないもう少し幅広く、この全体の絵が見えるような形で話が進められることを期待したいと思います。

先日、請戸小学校をどう残すかなどを議論されているラジオをたまたま聞いておまして、その際に、その時に小学生だった人が戻ってくるには、15歳にならないとここに入れないということがあるそうで、やっと戻れたという思いを黒板に書き残しているというメッセージの存在を知りました。そのラジオで、そのことを受け止めてほしいという言い方で、やはりここで生まれ育って戻りたいと思っても戻れないという人が、何年か経ってやっと戻れるという機会が来たときの受け

止め方ということも含めて、将来を見据えた形での祈念公園に結びつくことも大切と思います。

【鎌田委員】

鎌田です。私も今回の慰霊の場ということで、構想のこの場を提示された時にまず、廃炉に向けた作業の中での、安全性の担保された場であるのか、安全性について非常にいろんな意味で不安が少しあり、それがどう解消されるのか、そこはやはり大前提としてなければならないので、きちんと説明できなければならない部分だと思います。

それから、やはり慰霊の場というのは、国の象徴的な場でもあり、県民全体の被災に関する象徴的な場、そして、この多くの被害があった原発被災地の皆様方、津波被災地の皆様方のための、そういう象徴の場で、慰霊の場であるということを考えると、非常に多くの方たちが、ここにアクセスできるような、他の委員からも出ましたが、いろんな年齢の方が来られるアクセスを、海外からも呼び込むというところで、そういうアクセスが、インフラの部分できちんと整備されるのかどうか、そこも大前提です。国土交通省含めて、そのへんの情報もいただきたいと思います。

それから、非常に多義的な慰霊の場で、アーカイブスも含め、そして、そこにかつてあった生活や文化、それから伝承されてきたもの、全てのものが、失われたものがここに、きちんと周縁化されて象徴的に提示されるということでもありますから、本当にシンボリックなものもあり、そしてそのエリア全体が、慰霊の場でもあり、非常に多くの方たちの、いろいろな年齢階層のいろいろな人たちのご意見を集約していく必要があるのではないかと、改めて襟を立たされる思いで座っています。

【山川会長】

質問での安全性についてということだけ、事務局の方で回答して頂けるとありがたいのですが。放射性的な関係です。

【事務局】

説明の中でもありましたが、今後双葉、浪江両町の復興祈念公園の部分につきましては、環境省の方で除染をしていくということをございまして、線量については、除染されれば全く問題ないのではないかと考えてございます。

【山川会長】

やりとりは後でして頂きたいと思います。

【長林委員】

それでは論点に書いてあります、どのような意味を持つか、そして必要な役割、そして復興のための留意点という3点宿題出されていますので、私なりにお話したいと思います。もちろんこの祈念公園の意味というのは今まで言われていますし、追悼や鎮魂、記録、教訓、それから地域再生のまちづくりのモデルというものは、意味が非常に強い。そして、先程お話の中にありましたが、復興への強い意志をここから示すというお話がありました。それが意味だと思います。

役割としてはアーカイブセンターを中心とするような学びの場であるということと、復興の情報の発信の拠点になるべきだというお話、これは賛成です。それから双葉町の復興計画に携わっていた時、この公園をどう使いたいかという、住民のお話がありまして、是非そこでは集える場であっ

て欲しいというお話をいただきました。それは住民の立場であります。集えると考えたと来訪者も含めて、そこで集える場があればいいなということです。

なによりも役割の中で大事なものは、そこに行くのと復興地域の再生のさきがけが見えて、先が見通せるようなものが必要だというのはこの役割の中に必要なのだと思っています。

また、復興の考え方の留意点ですが、もちろんこれは、浪江、双葉両町に造られるわけですが、その時に町、もう少し広い意味では福島県、もっと大きい意味では国の復興の姿がここにくると、見通せるんだというこの留意点は必要だと思います。

それから、未曾有の津波と原子力災害でした。津波は、さきほど山川会長が言われたように、現地踏査でたくさん見られたとのことですが、原子力災害については、現地を復旧するというのは世界でも無いことだと思っています。従って、現場毎の復旧の姿、そして現状、復旧それを世界に発信できるようなところというのは非常に留意すべき点ではないかと考えています。以上です。

【涌井委員】

涌井でございます。まず、我々が基本的に認識しなければいけないことは何か、ということを考えてきましたが、私は岩手県の復興祈念公園もそれから宮城も両方に関わってきました。最初からこの議論にずっと携わってきたという立場からすると、他の 2 県の国営復興祈念公園とこの公園計画は全く違うと考えるべきなのではないでしょうか。というのは、他の 2 県については、すでに復旧を終えて復興の段階に入ってきて、その復興が振り返りということをしていくという、そういう未来と振り返りの両者のベクトルの中でこういう計画が決められてきました。

ところがこの公園はそうではないわけです。申すまでもないことですが、地震津波被害は過去の問題です。これをベースにして、現在もまさにまだ復旧が進行過程にあります。ましてや帰還その他の問題も進行過程にあります。このプロセスが全く違うというところに目を向けなければなりません。

そうやって考えていくと、1 番何が重要かという、こういう計画ができますという事もさることながら、整備の進捗のプロセス、それからどういう整備計画で徐々に公園を概成させていくという 1 つの取り組み方というものが非常に重要です。

場合によれば、この公園の整備の進捗状況と多くの方々がここに帰還してみよう、この故郷に帰ってみようという思いがシナジーするような、そういうプロセスをどう作っていくのかというところに、他の公園とは全く違う要素があるのではないのでしょうか。この辺をどう捉えていくのかということが、極めて重要です。

そうやって考えていくと、限定された都市公園としてのエリアと、場合によると、これはまだ熟慮してないところですが、かなり広範な範囲に公園的な土地利用地区といいますか、そういうことも合わせ技で考えていくことも 1 つの手法としてはあるのではないのでしょうか。別な言い方をすると風呂敷の真ん中をつまんで持ち上げる。この真ん中をつまむというのは、この国営追悼あるいは復興祈念施設、その周りに県営の公園なり、あるいは町営の公園があって、さらにその外側にそうしたものがある。そういうプロセスをやはり住民と共に、どうやって議論していくのか。この議論をしていきながら作りあげていくというところに、非常に大きな、実は他の 2 県の陸前高田も石巻も、住民の方々とはものすごい議論を交わしてきたわけでありまして、さらに加えて、ここではそういうことが重要なのではないか。そのようなところを考えてるところであります。

【伊澤行政委員】

伊澤です。まず、復興祈念公園につきまして、双葉浪江町エリアに整備決定したことを住民の一人として、非常に嬉しく思っています。

一方、現場主義を唱えて知事になられました内堀知事が、福島県内 59 市町村を一顧しまして、二順目のスタートということで、是非、双葉町を視察したいということで今月 6 日に、双葉町町内を視察していただいたこともあります。その中で、当然、私どもといたしましても、双葉町の復旧が進んでいない現状、そして、今回、このテーマになっている復興祈念公園の現場主義ということで、現場を見ていただきました。

先程動画の中で出ている諏訪神社では、いわゆる浪江町の町民、双葉町の町民が津波から逃れて、50 名の方がそこに避難をしていました。3 月 11 日当日私も、夜中に救助に向かいまして、その人たち 30 人を救出していった感慨深いものがあります。

そういった中で、あそこからの映像は、浪江町の請戸地区、双葉町の津波被災のあった郡山地区、中野・中浜地区。そういったところが一望できる場所です。また、浪江町としては、震災遺構として考えている請戸小学校。双葉町としては、津波から助かった方が、マリーンハウスという、いわゆる海の休憩施設で、3 階の部分に避難したことによって、津波から唯一助かった方が、そこで助かったという遺構という考えで建物があります。またその展望台からは、東京電力の煙突が見えるということで、非常に有効な場所です。

先程、涌井委員からもお話がありました、そのエリアを限定することなくある程度広い意味でとらえたらどうだろうということを受けまして、まず平成 30、31 年の両年に渡りまして、海岸防潮堤、それと海岸防災林というものが県事業で整備されることになっています。そういった意味で、浪江町では、海岸防潮堤、海岸防災林の地権者との交渉が進んでいると伺っています。双葉町はこれからですが、そういったものを考えるとき、まず防潮堤から、西に向かって 200m のエリアが海岸防災林として計画をしているということ、先程、涌井委員がおっしゃった復興祈念公園と上手くリンクさせるような考え方が出来るのではないのでしょうか。防災林に例えば遊歩道を作って、浪江の請戸小学校、いわゆる震災遺構として考えているエリア。環境省の快水浴場 100 選になっています、双葉海水浴場の前にあるマリーンハウス、そういったものが可能になってくるだろうという考えを持っているところです。

先程、申し上げましたが、この復興祈念公園というのは、東日本大震災の津波、原子力発電所の事故の複合災害ということで、非常に特殊なもので、宮城県・岩手県とは違うものだというのは私も全くその通りだと思っています。そういった事を踏まえたとき、まず復興祈念公園を作るだけでなく、記憶・記録、そういったものを考えたときに、その復興祈念公園の隣接地にアーカイブ、いわゆるイノベーション・コースト構想で考えているアーカイブセンターというのは非常に有効な施設になるのではないのでしょうか。全国全世界からお見えになる人たち、そして戻ってくる住民の人たちにとって非常に有意義な場所になるのではないのでしょうか。集える場所という意味でも合致しているという考えを持っているところです。

長林委員におかれましては、双葉町の復興推進委員をやっていただきました経緯もありまして、現地を視察していただいているといった経過もあり、私の話に対して非常に共感・興味するところが多いと思いますが、残念ながらその他の委員の皆さんにおかれては、まず現場を見ていただくこ

とによって、その状況・情景がわかるだろうと思います。そのことに対して、今後スケジュールが2回から4回になっていますが、是非双葉町、浪江町の現場に委員の皆様へ赴いていただき、現地での委員会開くというのはどうでしょうか。そして、地元の人たちのいろいろないわれ、いわくというものがありますので、その住民の人たちのお話を伺うことによって、いろいろなイメージがわいてくるのではないかと、このことを提言させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【馬場行政委員】

馬場です。資料の確認ですが、資料の5の8ページです。この中で被災状況を書いてありますが、その中で県の方の災害対策本部からの資料の抜粋だと思いますが、私どもこの行方不明者は特定死亡因という形で、亡くなっているということで0という形にしたと思いますが、現在のところ、津波被災で、まだ確認できていない方が32名です。従って、正確にどうなのか、この552名の中に32名が入っていると換算したと思いますが、実際のところ行方不明者が32名で、津波被災で亡くなった方は181名です。その中に、災害関連死などが含まれた形で552名になっているのかどうか、確認をお願いします。

【事務局】

資料8ページの件で、552名の死者数計ということでしたが、町長のおっしゃる通り資料1の2ページは死者数が520名。行方不明者0名ということですが、この集計上は、死亡届けの出されている32名。明確に死亡が確認できる遺体が見つかっていないが、死亡届けが出されている者として、死亡届けの欄に32名を記載しており、先程の8ページは、この520名と32名を合計した552名ということで、記載させていただいています。正確には、委員のおっしゃるとおり、まだ死亡ということは確認されていない、いわゆる行方不明としてカウントできる数と考えています。

【馬場行政委員】

なぜそれを確認したかということ、私どもの浪江と双葉の復興祈念公園のエリアというのは、悲劇と奇跡が起きたところ。その悲劇というのは、津波被災で亡くなってしまった方が大勢いらっしゃいました。3月11日の地震津波の次の日です。12日に原発の事故が起きて、10キロ避難指示が出ました。私どもが何をやっていたかということ、津波被災を受けた住民の方々を助け求めるために、救助をしていました。屋根の上に上がって助けを求めた方がたくさんいらっしゃいました。ところが、余震や津波での増水が多くなり、二次被害になっては大変だということで、午後の10時30分に対策本部を切り上げました。それで泣き泣き、次の朝明るくなったら救助しようということでしたのですが、早朝、政府の方から、10キロ避難指示がでたので、救助を諦めて我々は10キロの外に出ました。そういう悲劇があります。この浪江双葉地区は助けられる命も助けられなかったところ。その中で、奇跡と申しましたが、この奇跡は請戸小学校で、ちょうど3月11日の午後2時50分に津波がくるという警報が出て、今までの学校のトレーニングで、津波が来たときにはあの山に逃げるんだという、大平山がさきほどの動画に出ましたが、請戸小学校から1キロ少し離れているのですが、80名の生徒が、津波が来るという警報が鳴って、先生を中心に駆け足でその山に向かって逃げたのです。したがってそこには、全ての児童の方の命が奪われなかったのです。全ての方が、児童が助かったのです。そういう奇跡があったのです。先程、双葉の町長さんがおつ

しゃったように、マリーナハウスの3階に上がって、やっぱり助かったという命がある。そういう奇跡があります。

したがって、このエリアについては、悲劇と奇跡があった場所で、追悼、鎮魂の場所であると共に、そういう奇跡が起きた場所であるという、津波の教訓、そして原子力災害の、今も避難している状況の苦渋さといいますか、そういうものがあるということです。私どもの復興計画の中に、次の世代に我々は繋いでいかななくてはならないということです。

そこで、我々の被災経験というものを二度と繰り返してはならない。そういう教訓を、全国の皆さんにこれまで相当なるご支援頂いています。そういう方々に、その気持ちを伝えるようなそういう責務があると思います。こういうふうにも復旧、復興したというもの、そういうものを祈念公園にしていかななくてはならないということを考えています。そういうものの責務を考えた場合に、この復興祈念公園というのは、そんなまちづくりの中核になってくるというような感じがしています。

先程、委員の皆さんからお話ございました。町民の声を聞いて、この位置付けをきちっとしていかななくてはならないということだと思しますので、町民の声を聞いた復興祈念公園というものを造っていかななくてはならないのかなと私は認識しています。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

【大河原行政委員】

それでは、まず論点の公園の意味、役割について申し上げたいと思ひます。涌井委員もおっしゃいましたが、福島県と宮城県、岩手県が大きく違う点は、避難指示区域がまだあるということです。したがって、この公園を整備していきながら、避難指示区域が復興に向かっている姿。こういったものを重ね合わせていくことが大きな意味を持つのではないかと思ひます。

福島県の復興計画や両町の復興計画にもありますが、公園は建設していきながら、地域の絆、再生、あるいは発展、将来像を共有したまちづくり。福島を愛するという心を寄せて全ての人々の力を結集する復興の姿、力強い姿というのを、この公園で見せ、情報発信できるという公園であればいいと思ひます。

それから留意点ですが、先程の映像、資料にもありましたが、このエリアはほぼ全域が津波の浸水があった箇所です。請戸地区をはじめ甚大な被害があったところです。映像を見ていただきますと、ほぼ地形が平地ですので、被災状況を見渡すことができます。それで、被災の記憶、教訓を伝承する場として、あまり土地の形状を改変することなく利用できるような公園だと思ひています。そういったもので、こういう被害があったということを次世代、あるいは現代の方々に充分情報発信できる公園機能を持っているという認識をしています。

それから、双葉、浪江町両町の復興計画との整合ですが、いろいろ資料にもありましたが、将来の土地利用計画とも概ね整合が図られています。両町の復興はもちろん、福島県の復興への強い意志を発信する場として、非常に適していると思ひます。

それから、アクセスというお話がさきほど市岡委員の方からありましたが、常磐自動車道浪江インターチェンジ、それから説明にもありましたが、双葉にもインターチェンジを造ろうとしています。アクセス面も非常に良いので、県内外から多くの方々がお見えになると思ひます。

非常に重要なのはやはり回遊性だと思ひます。公園に来て、先程、伊澤委員から歩いたらいいのではないかという意見がありましたが、海岸防災林を歩いて行くと請戸小学校もあります。それから

復興計画の中で、再生可能エネルギーの拠点も造ろうとしています。そういったところまで回遊できるような公園であってもいいと感じたところです。

それから、伊澤町長から提案がありました。現地を見て、是非公園のイメージを、たくましくしていった方が私もよろしいと思いますので、是非、実現に向けて事務局にお願いをしておきたいと思います。以上でございます。

【山川会長】

一巡、ご意見をいただきました。私なりの意見も盛り込ませて発言したいと思います。まず、馬場町長から「悲劇と奇跡」というお話がありました。奇跡ということで思い出すのは、インドネシアのバンダアチェの件です。大津波の時に、流れた船に、60 から 70 人の人たちが、そこによじ登って、そして命を助かったという例があります。イスラム教徒ではあるのですが、ノアの方舟と称する船そのものが被災現地の何カ所かに残っています。日本の場合には岩手、宮城でもそうですが、そうした船があったということで助かったという事例は聞かないので、撤去されてしまっていますが、インドネシアのバンダアチェの場合には、流れてきたその船によじ登って助かったという人たちがたくさんいたということです。こうしたことから、「奇跡」ということを改めて、思い出した次第です。

多くの方々から意見を出されていましたが、やはり福島におけるその特徴をどういう形で出すのか、宮城、岩手とは違う視点は何のかということと考えますと、原子力災害ということが、当然、出てこなければいけないと、私は感じています。そのときに重要なことは、先程、これも馬場町長よりご質問がありました。数字で言うと、どうしても直接死だけが注目されますが、原子力災害の場合には、間接死ないしは関連死といったものが、かなり大きな意味を持っています。どういふ方々を鎮魂するのかということがあります。

しかし、鎮魂するのは人だけでいいのかということになりますと、畜産農家の場合、やむを得ず家畜を放さざるを得なかったというようなこともあります。そうした単に人間だけではなくて、動物、さらには新聞情報によりますと、植物も少し変わってきているというようなことがありますので、自然と人間ということとの関係のなかで、一体どう我々がこの祈念公園に向き合っていくのかということが、重要なのではないかということを感じています。

また、アーカイブについての意見が出されています。アーカイブ等の記念館については我々が直接関わることではないわけではありますが、やはり回遊性であるとか、学びの場であるとか、あるいは伝承ということを重視するということであれば、やはり、一体的な形で、検討するということが重要なのではないか、ということを感じていますし、

また、学びのということ復興していくプロセスについて避難されている方々や外国の方々など大きな関心を持たれている方々にどう発信をしていくのか、ということが重要ですので、プロセスを重視する、プロセスそのものが学びということだと思っています。

それから、先程、質問にもありましたが、国と県との関係だけではなくて、国と県と市町村と住民の方々との役割分担をどのように図るのかを考えなければなりません。またどの範囲を祈念公園として指定していくのかというご質問もありましたが、祈念公園とアーカイブ施設と町村の施設などをバラバラではなく、どう関連付けていきながら、これをより良いものにしていくのかということを考えていかなければいけないのと思っています。最終的には、どういう形で祈念公園のシンボ

ルを考えていくのが出てくると思っています。

それからまたこの先で議論することになると思いますが、町民の方々のご意見を聞くにあたり現場で委員会を開催するということが必要ではないかという強いご意見もありました。私も大震災後、津波の被害を受けた請戸地域には何回か行っていますが、私が行った時にはほとんどそこには人がいないという状況でしたので、改めて、町民の方々の意見はきちんと受け止める必要があると思いますし、それをしなければリアルな祈念公園にならないのではないかと感じています。

一巡目では十分に意見を出せなかったということがあると思います。発言内容は重なっても構いませんし、新たな論点でも結構ですので、また、市岡先生からお願いしたいと思います。

一巡、ご意見をいただきました。私なりの意見も盛り込ませて発言をしていきたいと思えます。まず、馬場町長の方から悲劇と奇跡というお話がありました。奇跡ということで思い出すのは、インドネシアのバンダアチェの件です。大津波の時に、流れた船に、60 から 70 人の人たちが、そこによじ登って、そして命を助かったという例があります。イスラム教徒ではあるのですが、ノアの方舟と称したものが現地に何カ所かに船そのものが残っています。日本の場合に、これは岩手、宮城でもそうですが、そうした船があったということで、助かったという事例はあまり聞かないので、その面で撤去されてしまったということがありますが、インドネシアのバンダアチェの場合には、その船が流れてきたということで、助かった人たちがたくさんいるという、その面で、奇跡ということを改めて、思い出した次第です。

多くの方々が意見を出されていましたが、やはり福島におけるその特徴をどういう形で出すのか、ということで、宮城、岩手とは違う視点ということで、これは当然、原子力災害ということが、ここでは当然、出てこなければいけないと私は感じています。そのときに、先ほど、これも馬場町長よりご質問がありましたが、どうしても、数字で言うと、直接死だけが注目されるという点がありますが、原子力災害の場合には、間接死、関連死といったものが、かなり大きな意味を持っているということがあります。その面で、どういう方々を鎮魂するのかということがあります。

しかし、人だけでいいのかということになりますと、やむを得ず、家畜を離さざるを得なかったというような、そうした単に人間だけではなくて、動物、あるいは新聞情報によりますと、植物も少し変わってきているというようなことがありますので、自然と人間ということとの関係のなかで、一体どう我々がこの祈念公園に向かっていくのか、ということが、重要なのではないかと感じています。

また、アーカイブのことが出されています。アーカイブは直接我々が、アーカイブ等の記念館と我々が直接関わることではないわけではありますが、やはり回遊性であるとか、学びの場であるとか、あるいは伝承ということを重視するということであれば、やはり、一体的な形で、検討するということが重要なのではないかと感じていますし、

また、学びのということで復興していくプロセスを避難されている方々、あるいは外国を含めて、大きな関心を持たれている方々にどう発信をしていくのか、ということが重要ですので、プロセスを重視する、プロセスそのものが学びということだと思っています。

それから、これは先程、質問にもありましたが、国と県との関係だけではなくて、国、県、市町村、いわゆる住民の方々との役割分担、あるいは、どの範囲を指定していくのかというご質問もありましたが、どう関連付けていくのか、バラバラではなく、どう関連付けていながら、これを、

より良いものにしていくのか、ということを考えていかなければいけないのと思っていますし、最終的には、どういう形でシンボルを考えていくのかということが出てくるとと思っています。

それから何よりも、これはまた後で、この先で議論することになるとと思いますが、町民の意見を聞く、現場でということの委員会を開催するということが必要ではないか、こういう強いご意見もありました。私も3、4回、あの地域には行っていますが、それでも、私が行った時にはほとんどそこには人がいないという状況の中ですので、改めて、町民の方々の意見はきちんと受け止める必要があるんだろうと思いますし、それがやはりリアルな祈念公園ということになるのではないかと感じています。

一巡目では十分に意見を出せなかったということがあると思います。内容は重なっても構いませんし、新たな論点でも結構ですので、また、市岡先生からお願いしたいと思います。

【市岡委員】

両町長さんからもお話がありましたが、机上の論議ではなくやはり、きちんと思いを持っている方と向かい合って、その方の思いに応えるべくものを作っていくということが重要だと思いますので、そういう機会があるということをぜひお願いしたいです。

公園と周りをどう繋げるか、私は広いエリアを見て、と思っていますが、そこにどういう人たちが来て、またアーカイブ的に来る人も含めて、どういうものを残すか、原子力の被害とは少し話は違うかもしれませんが、広島原爆があれだけ世界に認められてたくさんの方が来ると、70年経っていまだにそういう情報発信ができると、あそこにも福島における復興祈念公園のあり方のヒントがあると思っていますので、福島がそういう意味でまた違った形で情報発信ができるような形にこの公園をベースとしてできていくといいと思います。

それからアーカイブもすごく大事だと思います。アーカイブは、常にずっとアーカイブしていくことだと思うので、その時点のアーカイブということだけではなく、その前どういう営みがあったのかとか、今日の資料でも歴史の話もありましたが、そこにずっと住んでいた人たちがいて、今はそこに住めないがいずれは戻るといって、少し長いスパンでのアーカイブという情報発信をするとまた違った意味で福島の存在意義、そして、万が一、他の場所で大震災に見舞われたときのために準備すべきことなども併せて情報発信ができるのではないかと思います。

【鎌田委員】

今の福島県の現状を中央の方に聞くと研究会なんかで行くと皆さん口を揃えて、もう風化していますとおっしゃいます。残念ながら。国内の数百キロはなれたぐらいでも、こんな風に風化していて、海外の方たちのメディアから入ってくる声は風化という声も少なからず聞こえないでもないのですが、思いを寄せて下さっている方たちも海外にいて、風化ということを何とか食い止めたいと思います。そういう意味では、やはりインパクトのある非常に感銘できる慰霊の場であって欲しいと思うと同時に、正確な情報の震災に関する情報の発信の場でもあっていいと思います。原発災害に関する正確な情報の発信の場であってほしいというこれはここに併合されるのかどうかわかりませんが。

それから、各市町村それぞれで慰霊の場というのも考えておられると思うのですが、その辺の連携、繋がりというものも何かないのかと少し思っていたところでした。

それから、やはり帰還とともに象徴的な場ということで、考えておられる自治体の皆様方のお考えがしっかり住民の方たちに伝わるようなメッセージ性の高い慰霊の場であってほしい。

そして、慰霊というのは、形骸化していかないようにやはりリニューアルしていくという、広島が発信力という話にも触れられましたが、形骸化しないそういう形の慰霊の場であってほしいと思います。常に誰かがそこに集い、そして何か新しいものを得ていくようなそして感謝の意がそこで感じられるような、馬場町長さんがおっしゃったような、そういう場であってほしいとイメージ化しています。以上です。

【長林委員】

先程、私が役割のところ、復興の情報の発展の拠点だろうという話をしました。これは今、福島の災害について言うと、現在進行形ですので、まず出発時点では地域がどう再生していくのかというさきかけにもなるというような拠点の形成が大事だという話をしましたし、

また、発展の過程で、町と県と国というものが、どんどん復興できるものの情報発信、過去からずっと、現在進行形で新たな情報発信ができる場にしっかりしていただきたいと思います。以上です。

【涌井委員】

これはお願いですが、次の時には、今日は多分論点をあえて絞り込まないためにかなりふわっとした資料で出してこられたんだろうと思いますが、人と社会と自然に関わるこの地域の資料をぜひフィジカルに出していただきたい。人というのは一体、何かというと、これから我々がこの議論をしていく時に、避けてとおれない、先程申し上げたように、どれだけ住民の方々とあるいは帰還促進のためを含めて、話をしていくのかということでもありますので、現状の両町のコミュニティがどうなっているのか、NGO・NPO活動がどうなっているのか、それからさらに言えば、居住地分布はどうなっているのか、そして、世代はどうなのか、将来の要するに人口予測、構成がどのような方向なのか、といったような、公園とともに歩む地域の復興のためのデータをぜひ我々にも知らせてほしい。これはやっぱり整備プロセスと非常に関係をしていくと思います。

それからもう一つ、社会の方で、社会というのは関係しているのですが、どちらかという社会的基盤といいますか、つまり広域的な復興計画、これをもっと超えた広域的な復興計画をどう考えていくのか、これは将来いろんな意味でいわゆるエデュケーションツアーとか、教育的なツアーというのはかなり来るはずでありますし、それから、さらに言えば、いろんなボランティアの方々が、御協力をされて復興に助力をしてきたということもあって、そういう滞留現象をジャッキするために、どこにどのような今のところ拠点だとかネットワークだとか、あるいは産業形成だとか、あるいはほかの自治体が類似の公園のようなもの、そういう追悼記念のような公園を計画しているものはどこにあるのか、といったような情報を、ぜひ少し広域的な地図の上にプロットして見せていただきたい。

もう一つは自然でありまして、言うまでもない現況の植生であるとか、それから生物多様性に基づく生態系の情報であるとか、それからさらに言えば、地盤沈下がどのくらい起きていて、あそこいわゆる中小河川があるわけですが、改修計画もこれから進んでいく、どのような方向なのかということもぜひ知らせてほしい。

もう一つ大事なことは、多くの方々がここをふるさとと見定めてもう一度帰ってくるときに、実はもう一度こういった悲劇が起こる可能性があります。つまり、マグニチュード 9 という、あれだけの震災が起きて、地質学的にはこの始末がまだついていない。そうすると、必ずそれが何処かでどこを震源にするかはわかりませんが、かなりの規模の震災が起きる可能性がある。そういった時に、この整備のプロセスの中できちっと避難できるような場所を確保しておくことがすごく大事な話でありますので、そういうことも兼ねて、避難計画がどうなっているのかということについてもぜひ教えてほしい。こういうデータをぜひ頂きたいというのが私のお願いです。

【伊澤行政委員】

先程、委員の中から風化という言葉が出てきました。まったく私も風化に対して一番危機感を持っている一人だと思っています。そういった意味では、年に数度、関東圏で講演を頼まれたりしているわけですが、関心のある方は本当に来ていただいて、非常に「あーまだまだ福島って厳しい状況なんだな」ということをおっしゃっていただく方がいる一方、残念ながら東京の方はもう福島の子原子力災害、被災に関しては忘れ去られつつあるという情報も私の耳に入っているというのも現状です。そういったことで、まず風化をさせない。そうさせないためにどうするかということを、今後この復興祈念公園を含めて取り組んでいくことが大切であると私自身考えていますし、感じています。

先程、少し 1 回目の話で私なりにお答えさせていただこうと思ったんですが、鎌田委員から安全性ということでありましたが、先程、県の方からも報告がありましたが、今現在双葉町の復興祈念公園のエリアになっている両竹・浜野地区というのが、双葉町の面積の中の 4% で、双葉町は 51 km² ですから、約 200ha、その 200ha に関して言わせていただくと今、平成 27 年度に本格除染に入りまして、平成 27 年度中に除染が終了すると、除染が終了していない現状でも先般、内堀知事が入っていただいて、線量計を持っていただいて、私もその場所ポイントポイントで知事に線量を実際に見ていただくということを何回もさせていただいた中で、その復興祈念公園のエリアに関しまして言わせていただければ、ほぼ 0.23 μ Sv はクリアできているエリアが大半でございます。当然、双葉の地区より北に入っている浪江町の請戸地区ですが、あの辺に関してもおそらく 0.23 μ Sv はほぼクリアできているエリアになっているのではないかと感じています。以上です。

【馬場行政委員】

市岡委員から、広島資料館の話が出ました。私もアーカイブの有識者会議のメンバーでしたが、あの時に少し大きな話をさせていただきました。広島は年間百万人がおいでになるそうです。私どももこの地域の次の世代に伝えていかななくてはならないという使命を持っていますので、広島原爆記念館に負けないような、そういうアーカイブ機関などを造って、それと復興祈念公園と付したなかでやっていけば百万人ぐらい集められるのではないかと感じています。

涌井先生の方から話が出たように今、教育的側面で、視察が非常に多くなっています。修学旅行で浪江町に入りたいという話もありますが、15 歳以下の立入りは駄目だと言っています。思春期の時代ですので、いくら放射線が下がったといっても、私どもの町に入ってくるには高いところを通過してきます。そういう懸念がありますので、15 歳以下は絶対入れないようにしているんです。だからお断りしている。仕方がないということで 15 歳以上の方、今、視察に来ていますが、そういう

厳格なところはきちっとやっておかないといけません。そういうことで、後世に伝えていく、そういう公園にしていきたいと思っています。以上です。

【大河原行政委員】

地域を再生するということで、福島県においても、資料にもありましたが、イノベーションコースト構想を今、手がけています。この中でいろいろな拠点を造ろうとしていますので、その拠点とこの公園の関係も色々と整理していく必要があると思っています。

それから、土木部長という立場でお話ししますが、ここもまた、基幹となる県道が走っています。それから前田川という河川もあります。ここも被災を受けて、これから復旧を行っていく必要もありますので、その復旧のあり方をどう位置付けていくか、その辺も我々、十分に意見をいただきながら検討してまいりたいと思います。以上です。

【山川会長】

チェルノブイリの原発事後被災地に行った時に、我々がどこでその説明を受けたかというインフォメーションセンターでした。それは、いわゆる石棺を見通すことができる場所というところですので、それなりの被ばく量があるところでした。他に事故の状況や廃炉の状況や復興の状況をきちんと説明される場所、情報を提供してくれる場所あるのかという、実はないのです。私が視察した際には、事故後廃炉作業のために作られた新しい街についての説明はあったのですが、ここで議論しているようなアーカイブ的な施設は、残念ながら、見ることはできませんでした。

最近では、言葉が適切かどうかはわかりませんが、ダークツーリズムという言葉が、広まっています。ネーミングについては、私は少し検討したほうが良いと思いますが、その面での関心が、チェルノブイリに対しても高まっています。これは特に原子力事故日本であったということで、日本人含めてたくさんの方々が来ています。最初はツーリズムの一つということで来る方もいるかもしれませんが、2回目、3回目繰り返して来てもらうためには、涌井委員が要望されたように科学的なデータがきちんと整理され、提供されなければなりません。そうでないとこれは高校生あるいは大人であっても来たとしても、2回目、3回目と継続的に訪問してもらえません。今回の祈念公園とアーカイブ館とがどこで接点を持つのか、私にはわかりませんが、そうした情報をきちんと蓄えて発信していく場を整備していくということと、この祈念公園とをきちんと接続していくことが重要だと思いますし、それが震災と原子力事故被害の風化を防ぐということにつながる問題でもあります。

私たちが議論のスタートとして位置づけられる『福島県復興ビジョン』の3つの理念が紹介されましたが、第一の理念、第二の理念、第三の理念、特に第一の理念をきちんと実現をしていく、それをシンボルとしての形として実現していくということが私は重要だと思っています。

そろそろ時間ではありますが、まだ、言い残された御発言がございましたら、今度は一巡ではなくて、挙手してご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まだこれからもご発言する機会がありますが、やはり今のうちに発言しておきますと事務局の方できちんと対応してくれます。はいどうぞ。

【伊澤行政委員】

先程、第1回目の発言で、スケジュールの部分でお話しさせていただきました現地視察ということで、2回から4回までの期間でなるべく鉄は熱いうちに打てではないですが、ぜひ次回あたりに委員の皆様

さんのスケジュールを調整していただいて、現地を見て頂くということと、現地で地元の住民の人たちの意見、色々な考えを聞く、そしてこの会議をこちらに浪江町長がおられますので、浪江町は役場が今戻っていますので、そちらの会議室をお借りして、会議をされたらどうかということで提案させて頂きたいと思います。

【山川会長】

これはもう日程調整の問題になりますが、ぜひそこは進めていきたいと思います。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

後で思い出したという場合には、事務局の方にご連絡頂ければと思います。それでは私の方は、役割はこれで終えさせていただきます。事務局の方にお返ししたいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

各委員から多くの貴重なご意見を頂きました。ありがとうございました。お出し頂いた御意見を一つ一つ十分に踏まえながら、次回の有識者会議の「論点」をあらためて整理させて頂きたいと考えています。また、現場での開催についても、前向きに考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

【事務局】

委員の皆様方には、長時間にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

これで第1回目の会議を終了させていただきます。

(午後 3時02分)